（指定を取り消した場合等における措置等）

第四十二条の二十七　第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、海上保安庁長官がその後に新たに指定海上防災機関を指定したときは、従前の指定海上防災機関の海上防災業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定海上防災機関が承継する。

2　第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における海上防災業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

（帳簿の記載）

第四十二条の二十八　指定海上防災機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、海上防災業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（審査請求）

第四十二条の二十九　この法律に基づいてした指定海上防災機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第四十七条第一項中「通則法」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）」に改める。

第五十一条の三第一項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「国際大気汚染防止原動機証書」の下に「、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認（第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認を含む。）を受けようとする者

五　二酸化炭素放出抑制指標に係る確認（第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認を含む。）を受けようとする者

六　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者に限る。）

第五十一条の四第一号中「船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）」を「トン数法」に改める。

第五十一条の五中「大気の汚染」の下に「、地球温暖化」を加える。

第五十四条の二第一項中「（第十九条の十五第二項）」の下に「、第十九条の三十第二項」を、「交付」の下に「、第十九条の三十第二項の承認若しくは確認」を加え、「賄賂（ろ）」を「賄賂」に改める。

第五十四条の四中「第九条の十九」の下に「又は第四十二条の二十六第一項」を、「登録確認機関」の下に「又は指定海上防災機関」を加える。

第五十四条の五中「第十九条の十五第三項（」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

第五十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の三十五の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、同条第二項中「第二号、第三号又は第五号」を「第三号、第四号又は第六号」に改める。

第五十五条の二第二号中「により」の下に「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書、」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十九条の二十八第一項又は第二項の規定に違反して、船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者

第五十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第十九条の三十一第二項（第十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

第五十六条中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第五十七条中第十六号を第二十一号とし、第八号から第十五号までを五号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号の二を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第十九条の三十一第一項又は第十九条の三十三第一項の規定による命令に違反した者

第五十七条中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の四を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第五十八条第二号中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改め、同条中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第八号中「当該」を「、当該」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第十九条の十五第三項（」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第十九条の二十九の規定に違反して、当該船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者

第五十八条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「第十一条」を「、第十一条」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第五十八条の二第一項中「登録確認機関」の下に「又は指定海上防災機関」を加え、同項第一号中「第九条の十五」の下に「又は第四十二条の二十三第一項」を、「確認業務」の下に「又は海上防災業務」を加え、同項第二号中「第九条の十八第一項」の下に「又は第四十二条の二十五第一項」を加え、同項第三号中「第九条の二十」の下に「又は第四十二条の二十八」を加え、同条第二項第一号中「第十九条の十五第三項（」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、同条第三項中「第九条の十八第一項」の下に「又は第四十二条の二十五第一項」を加える。

第六十条第三号中「第十九条の十五第三項（」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

第六十二条中「センター」を「指定海上防災機関」に改め、同条第一号中「国土交通大臣又は」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　第四十二条の二十一第二項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

別表第一の三（第十九条の三十関係）の一の二の次に次の一表を加える。

一　温度計	
二　回転計	
三　動力計	
四　船速計	

（船舶安全法の一部改正）

第二条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及満載喫水線」を「、満載喫水線及無線電信等」に改める。

第十条第二項中「船舶検査証書ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ」を「船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ」に改め、同条第四項中「第八条」を「第二項乃至第四項ノ規定ニ拘ラズ第八条」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

定期検査ノ結果第一項ノ規定ニ依ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ船舶ニシテ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコト能ハザルモノニ付テハ従前ノ船舶検査証書ハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付迄ノ間五月ヲ限リ仍其ノ効力ヲ有ス